

## 火葬施設及び移動火葬車の火葬炉に係る構造基準（案）

火葬炉は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 4 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- 5 二次燃焼室（悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。）が設けられていること。

（参考）根拠法令

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7 抜すい

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

○ 京都府環境を守り育てる条例施行規則第21条第3項 抜すい

条例第58条第1項の規則で定める焼却施設は、ばい煙又は悪臭による公害を防止するため、二次燃焼室を備え、かつ通風を良好にする措置を講じた焼却施設とする。

※ 条例第58条第1項 抜粋

廃棄物の処理を業とする事業者等は、ゴム、合成樹脂、廃油その他燃焼に著しくばい煙又は悪臭を発生させる物であって規則で定めるものを、規則で定める焼却施設を用いることなく、燃焼させてはならない。